「徳島県手話言語条例（仮称）の骨子案」について県民の皆さんのご意見を募集します。

徳島県では、手話に対する理解及び普及を促進するため、「徳島県手話言語条例（仮称）」の制定に向けて検討を進めているところです。

このたび、本条例の「骨子案」をとりまとめました。

今後、より多くの皆さんのご意見をうかがい、反映させることで、さらによい条例にしたいと考えています。ぜひ、あなたのご意見をお聞かせください。

１　ご意見の募集期間

令和６年９月５日（木）～ 令和６年１０月８日（火）（必着）

２　ご意見の提出方法

ご意見を提出される方は、氏名及び住所を明記の上、次のいずれかの方法により、提出してください。（ホームページから投稿の場合は入力フォームにより、その他の場合は別紙により提出してください。）

①ホームページからの投稿の場合
https://www.pref.tokushima.lg.jp/public_comment/

②郵送の場合
〒７７０－８５７０　徳島県生活環境部県民ふれあい課あて
※住所の記入は不要です。

③ファクシミリの場合
FAX：０８８－６２１－２８６２　徳島県生活環境部県民ふれあい課あて

④持参の場合
徳島県庁１階　生活環境部県民ふれあい課まで
（午前８時３０分から午後６時１５分まで（土・日・祝日を除く））

３　お問い合わせ先

（内容について）徳島県　保健福祉部　障がい福祉課　社会参加・啓発担当
電話：088-621-2238　FAX：088-621-2241
ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ：syougaifukushika@pref.tokushima.lg.jp
（提出方法について）徳島県　生活環境部　県民ふれあい課　広報・広聴担当
電話：088-621-2096　FAX：088-621-2862
ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ：kenminfureaika@pref.tokushima.lg.jp

郵送される場合、切り取って宛名としてご利用ください。

〒７７０－８５７０
徳島県　生活環境部　県民ふれあい課　行
（パブリックコメント）

Ｑ１　「徳島県手話言語条例（仮称）の骨子案」ってどんなもの？

「徳島県手話言語条例（仮称）は、手話が言語であるという認識の下、手話に対する理解の促進及び手話の普及に関する基本理念を定め、県の責務並びに県民及び事業者の役割を明らかにするとともに、県の施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な基本的事項を定め、もって手話言語に対する県民の理解促進を図るとともに、手話を必要とする者の意思疎通を行う権利が尊重され、安心して暮らすことができる共生社会の実現に寄与することを目的とした条例です。

本骨子案は、この条例を構成する要素について、大まかな案を示すため作成したものです。

Ｑ２　どんな意見を出せばいいのですか？

「徳島県手話言語条例（仮称）の骨子案」の内容について、意見や修正案、構成する要素として加えるべき事項などに関し、具体的なご意見をお寄せください。

（→　「徳島県手話言語条例（仮称）の骨子案」の内容については、別添資料を参照してください。）

Ｑ３　提出した意見はどうなるのですか？

お寄せいただいたご意見は、条例制定にあたり十分検討させていただき、可能なものについては条例に反映します。さらに、ご意見の概要及びこれに対する県の考え方を取りまとめた上で公表します。

なお、お寄せいただいたご意見等の公表に際しましては、住所、氏名等の個人情報は、一切公表いたしません。

また、ご意見に対する個別の回答は、原則としていたしませんのでご了承ください。